表2

記　　号	周　　波　　数
ＡＢＶ	記号Ｐ１～Ｐ50及びＱ１～Ｑ50の周波数　1597波

2　デジタルＭＣＡ陸上移動通信用

記号及び記号に対応する周波数は、次の表1及び表2に掲げるとおりとし、表示の方法は、表1に掲げるものにあっては、同表の記号の欄に掲げる分類記号及びブロック番号に、表2に掲げるものにあっては、同表の記号の欄に掲げる記号によるものとする。この場合において、表1に掲げるブロック番号が1桁であるときは、十の位に0を付して表示する。

（表示例）　X05　X31　ＤＢＶ

表1

記　　号		周　　波　　数
分類記号	ブロック番号	
X	1～20	f＝930MHz＋N×0.025＋i×0.5MHz（0≦i≦7）の式により与えられる8波
X	21～50	f＝934MHz＋（N－20）×0.025＋i×0.75MHz（0≦i≦7）の式により与えられる8波（ただし、ブロック番号50においては、940MHzを除く7波）
J	1～50	同一ブロック番号に対応する記号X1～X50の周波数からそれぞれ80MHzを減じて与えられる8波（ただし、ブロック番号50においては、860MHzを除く7波）

注1　Nはブロック番号とする。
2　fは周波数とする。
3　iは整数とする。

表2

記　　号	周　　波　　数
ＤＢＶ	記号X1～X50の周波数　399波

○総務省告示第五百二十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第四百七号（工事設計書の記載の一部を省略することができる技術基準適合証明設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日　　総務大臣　川端　達夫

本文中「、第二十号から第二十一号まで」を「、第二十号の二、第二十一号」に、「及び第五十六号」を「、第五十六号及び第六十三号」に改める。

○総務省告示第五百二十二号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第6まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第3並びに別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日　　総務大臣　川端　達夫

別表第二十三号中

「設備規則第49条の７の２に規定する陸上移動局の無線設備	ＤＭＣＡ１
設備規則第49条の７の３に規定する陸上移動局の無線設備	ＤＭＣＡ２」

を

「設備規則第49条の７の３に規定する陸上移動局の無線設備　ＤＭＣＡ２」に改める。

○総務省告示第五百二十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第一号第2から第4まで及び第6並びに別表第二号の三第1及び第3の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日　　総務大臣　川端　達夫

別表第一号中

「道路交通情報通信用　ＲＤＶ」を

「道路交通情報通信用　ＲＤＶ」に改める。

「高度道路交通システム用　ＩＴＳ」を

「道路交通情報通信に関する事項　ＲＤＶ」に改める。

別表第一号中

「道路交通情報通信に関する事項　ＲＤＶ」を

「高度道路交通システムに関する事項　ＩＴＳ」に改める。

○総務省告示第五百二十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号、第二項第五号及び第三項第五号並びに別表第三号17⑴の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日　　総務大臣　川端　達夫

第一項第一号⑴ア中「八九五MHz以下」を「八九〇MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」に改め、同ア の表の注中「一、〇〇〇MHz未満の周波数において」を「送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下のものにあっては、一、〇〇〇MHz未満の周波数において」に改め、同号⑵ア中「八五〇MHz以下の」を「八四五MHz以下の」に改め、同⑵中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの

周　波　数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値